

(写)

陳情第174号

北海道新幹線トンネルの有害掘削土の搬入地である手稲山口処分場の周辺地域住民のため、「粉塵に含まれるヒ素の測定・開示」を求める陳情

令和7年2月26日 受理
令和7年3月18日 付託 総務委員会

提出者

札幌市手稲区

佐賀 忠義

札幌市手稲区

星置住民をヒ素粉塵から守る会

代表者 代表 作田 信子

札幌市厚別区

山本町内会

代表者 会長 堤 清隆

札幌市手稲区

有害掘削土に反対する住民の会・連絡会

代表者 代表 堀井 克幸

(要 旨)

北海道新幹線トンネル要対策土の手稲山口処分場の周辺地域住民のために、「粉塵に含まれるヒ素」（以下、ヒ素粉塵）の測定と開示（手稲山口地区、星置地区で、住民と協議の上での定点・定期測定）を要請いたします。

(理 由)

鉄道運輸機構(以下、機構)と新幹線推進室(以下、推進室)による住民と市議会議員へのヒ素粉塵に関する「説明資料40番」(別紙【参考資料】)には、前回の陳情(2023年第14号)では気がつかなかった以下の「偽り」が認められる危険性がありました。

- (1) 労働安全衛生法(以下、労安法)による本来のヒ素粉塵の法的な基準値「3ナノグラム以下/リットル」を説明資料に記載せず、土壌汚染対策法(以下、土対法)から算出したヒ素粉塵の「105 μ g(マイクログラム)」を「健康に影響が出ない範囲の上限」と記述していたこと。この105 μ gを基準値のように装っていた理由は、「工事期間中」の摂取量の0.34 μ gが法的基準値を上回っているためのカムフラージュ的な役割りで、0.34 μ gは105 μ gよりも十分小さい値だから、「健康に影響はない」と説明し、そう思わせることが目的だったと思われます。

- (2) しかし「105 μ g」とは、説明資料40番(以下、図―1)の最下段の説明「※2」で【水道水の基準となった値に基づき算出し、70年間にわたり毎日摂取しても健康に影響がないレベル…】と記載していました。この表記は、まさに基準値そのものの表現であり、住民側は基準値だと思ってきました。しかし実際には【ヒ素粉塵の法的な基準値「3 ng(3 ナノグラム)」の3万5000倍もの数値】でした。さらに人間の【腸内細菌の致死量(1 ng)の10万5000倍の数値】でした。
- (3) また「工事期間中」の想定摂取量とした「0.34 μ g」とは、105 μ gよりは確かに十分、小さい値ですが、その「0.34 μ g」をngに換算すると、「340ng」です。この数値も、【人間の腸内細菌の致死量(1 ng)の340倍の、微生物の壊滅的な数値】なのでした。
- (4) 機構による説明資料・図―1によるこの表現で、「青酸カリの2倍という猛毒の基準値」を安全だとして、山口処分場に強行搬入したわけですから、責任の根源は機構にあります。しかし札幌市と機構の「協定」では、工事完了の2年後には「札幌市が補償関係を含めて、すべて責任を負う」とのこと。その財政負担は、札幌市が全部負うことになるはずですが、工事期間中に測定をして、現場の「実態的な状況」をいち早く見定めるべきです。
- (5) 周辺住民には農家も家庭菜園をしている市民もかなり多くいます。処分場下流の清川のヒ素の溶出量濃度も、昨夏、基準値より急激に高くなったと広報で報告されています。これは粉塵の影響が十分考えられます。実質被害が起こり得る事態になっています。「農産物の購買拒否」への補償問題も迫っていると考えられます。住民のための本当の「ヒ素粉塵の危険性」の把握には、まず実際の「ヒ素粉塵の定点測定」がすぐに必要です。